

西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を制定するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和 4 年 1 月 26 日に別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 4 年 2 月 2 日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重 松 司 郎

( 別 紙 )

西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案については、異議ありません。

令和4年1月26日

西宮市教育委員会

西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

西宮市立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年西宮市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（授業料の徴収等）

第3条 授業料は、次項に定めるところにより、月分毎に徴収するものとし、その額（以下「月割徴収額」という。）は、前条第1項第1号に規定する額を12で除して得た額とする。ただし、同号に規定する額又は同条第2項に規定する額の全部又は一部を前納することができる。

2 月割徴収額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（当該定める日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日）までに徴収する。

（1） 4月分の月割徴収額 5月末日

（2） 3月分の月割徴収額 2月末日

（3） 前2号に掲げる月分の月割徴収額以外の月分の月割徴収額 各月の末日（12月にあつては、30日）

3 特別の事情により月割徴収額を前項に規定する日までに徴収することが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日までに当該月割徴収額を徴収するものとする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>(授業料の徴収等)</p> <p>第3条 授業料は、次項に定めるところにより、月分毎に徴収するものとし、その額（以下「月割徴収額」という。）は、前条第1項第1号に規定する額を12で除して得た額とする。ただし、同号に規定する額又は同条例第2項に規定する額の全部又は一部を前納することができる。</p> <p>2 月割徴収額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（当該定める日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日）までに徴収する。</p> <p>(1) 4月分の月割徴収額 5月末日</p> <p>(2) 3月分の月割徴収額 2月末日</p> <p>(3) 前2号に掲げる月分の月割徴収額以外の月分の月割徴収額 各月の末日（12月にあつては、30日）</p> <p>3 特別の事情により月割徴収額を前項に規定する日までに徴収することが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日までに月割徴収額を徴収するものとする。</p>	<p>(授業料の月割徴収額等)</p> <p>第3条 授業料の月割徴収額は、年額の12分の1とする。ただし、年額の全部または一部を前納することができる。</p> <p>2 前項に規定する月割徴収額は、各月の末日（12月は30日。これらの日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときはその翌日）までに徴収する。ただし、毎月徴収することが困難な場合その他特に必要があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、2箇月分を併せて徴収することができる。</p> <p>3 (新設)</p>